

仙北市有林管理・経營業務委託
公募型プロポーザル実施要領

Ⅰ. 業務概要

(1) 業務の目的

仙北市有林については、市民共通の「財産」として、公益的機能をより一層発揮させるとともに、木材販売収益の向上等により市民負担を可能な限り軽減しながら、適切に管理・経営していくこととしています。

そのため、仙北市有林の管理・経營業務の委託にあたり、公募型プロポーザル方式により、コスト意識の高い民間事業体から、管理・経営についての技術提案を募集し、優れた提案をした者を契約候補者として選定する（以下「本手続」という。）こととします。

(2) 業務委託名

仙北市有林管理・経營業務委託

(3) 委託区域の概要

ア 委託区域

仙北市有林 1, 245.32ha （令和6年1月10日時点）

イ 資源構成等

委託区域一覧表（森林簿）、図面、資源構成表

(4) 業務の契約期間

森林経営計画の期間は5年ごとになっている。森林の自然的経済的社会的条件を踏まえ複層林施業が望ましいと考えられるため、委託期間は契約締結日から10年間とする。（当事者間で合意がある場合は継続を妨げない）

(5) 業務の内容

別紙仕様書のとおり。

※仕様書は業務の想定仕様であるため、受託業務の効果的な遂行に資すると考えられるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

(6) 企画提案事項

委託区域における、経営方針等に即した間伐を主体とする森林整備等、販売業務及び補助金制度の活用、管理業務の実施方針、手法、体制、実施計画及び素材生産コスト等とします。

2. 参加者の資格

(1) 次の要件を満たす単独法人であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- イ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第３３条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立がされている者（同法第４１条第１項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 仙北市暴力団排除条例（平成２４年仙北市条例第２号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- エ 本店及び市内に所在する営業所等が市税を滞納していないこと。
- オ 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- カ 令和５年度において仙北市入札参加資格（役務・林業関係「伐採等」）を有し、かつ、「市内民有林」を含む「森林経営計画」を策定しており、審査が行われる日まで指名停止措置を受けていない者であること。
- キ 森林整備（収入間伐等）及び作業道の開設事業を同一の事業体において実施できる技術及び能力を有するものであること。
- ク 地域経済への事業効果拡大を図るために、市内に主たる営業所（本社又は本店）を置く者であること。

３．プロポーザルの日程

１月１６日（木）	公募開始
１月２１日（火）正午	質問提出期限
１月２３日（木）午後５時	質問に対する回答をHPに公表
１月２８日（火）午後５時	参加意向申出書提出期限
２月 ７日（金）	企画提案書提出期限
２月１３日（木）	審査（プレゼンテーション）
２月１８日（火）	審査結果の通知、契約締結予定

４．質問及び回答

質問は、質問書（様式４）により受付け、回答はホームページに掲載する。

（１）提出期限

令和７年１月２１日（火）正午必着

（２）提出方法

メールまたはファクシミリ

（３）提出先

「１１．問合せ先」に同じ

（４）回答方法

令和７年１月２３日（木）午後５時までに、仙北市HPにて公表する。

5. 参加意向申出書の提出

プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出するものとする。

書類名	内容	必要部数
参加意向申出書（様式1）	必要事項を記入。	正本1部

（1）提出期限

令和7年1月28日（火）午後5時必着

（2）提出方法

電子メール、郵送、宅配または持参

（3）提出先

「11. 問合せ先」に同じ

6. 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する者は、次の書類を電子データまたは、紙媒体で提出するものとする。

書類名	内容	必要部数
① 法人等概要書（様式2）	必要事項を記入。 ※パンフレット等での代用可。	1部
②業務実績調書（様式3）	必要事項を記入。	1部
③企画提案書（任意様式）	※A4版、片面印刷を原則とする。 ※割付印刷を可とするが、文字の大きさなど資料が見易いように配慮すること。	1部

※ 電子データ（PDF または、パワーポイント等）電子メール可

紙媒体（左上をクリップ留めし、持参又は郵送）にて提出すること。

※ 企画提案書類の印刷については、白黒印刷、カラー印刷の別は問わない。

（1）提出期限

令和7年2月7日（金）正午必着

（2）提出方法

電子メール、郵送、宅配または持参

（3）提出先

「11. 問合せ先」に同じ

7. 選定委員会の開催

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次の示す委員会で行う。

名 称	仙北市有林管理・経営業務委託に係る委託候補者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、評価、受託候補者の特定に関すること
委 員	副市長、総務部長、農林商工部長、観光文化スポーツ部長、建設部長

(1) プレゼンテーション開催期日

令和7年2月13（木）14時00分～

事業者毎の開始時刻等の詳細は2月10日（月）までにメールまたはファクシミリで通知する。

(2) 会場

角館交流センター 第2研修室

(3) 実施時間

1 事業者につき25分を予定。事業者から15分で企画提案内容を説明した後、10分の質疑応答を行う。

(4) プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明すること。

(5) 説明者について

事業者側の参加人数は、4名以内とすること。

8. 評価項目及び配点

(1) 選定委員は企画提案書類及びプレゼンテーションをもとに、次の観点から評価を行う。

企 画 提 案 書	評価項目	評価の観点	配点（満点）
	事業実施能力	① 業務遂行能力 ・森林整備（搬出間伐等）及び作業道の開設において、実施できる技術者を適切に人員配置ができるか。 ・市場等を勘案し有利に販売業務を行うことができるか。 ・補助金の交付申請、受領等業務を行うことができるか。	100
		② 業務経験 ・本業務と同等規模の業務経験があるか。	100
		③ 資格保有者 ・森林総合監理士（フォレスター）、技術士、林業技師、森林施業プランナーを保有しているか。（各25点）	100
	企画提案内容	① 目的適合性 ・事業目的に合致した提案内容となっているか。	100
		② 提案内容の企画力及び実現性 ・実施の手法は適格で合理的かつ具体的か。 ・業務実施に有効な追加提案等、独創性のある提案が含まれているか。	100
	合 計		500点

- (2) 評価点を集計し協議の上、受託候補者及び次点者を決定する。
- (3) 合格ライン：各配点 60 点以上で、合計 300 点以上とする。
- (4) 審査の結果は郵送にて通知する。

9. 契約締結

受託候補者に特定した者と履行条件等の具体的な契約締結の交渉を行い契約を締結する。交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議を含むものとする。交渉が不調の場合は、次点者との交渉を行うことができるものとする。

10. その他

- (1) 企画提案書類の作成・提出及びプレゼンテーションに要する費用は、応募者の負担とする。

- (2) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格となる場合がある。

- ア. 提出書類等の提出方法及び提出期限について、本市が示した要件を満たしていない場合。
- イ. プロポーザル提案書類に記載すべき事項が明記されていない場合。
- ウ. プロポーザル提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- エ. 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合。
- オ. 本プロポーザルに関して選定委員会委員との接触があった場合。

- (3) プロポーザルの取扱い

- ア. 提出された書類は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- イ. 提出された書類は、他の者に知られることのないように取り扱う。ただし、「仙北市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- ウ. 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- エ. 提出された書類は返却しない。

11. 問合せ先

〒014-0392 秋田県仙北市角館町中菅沢 81 番地 8

仙北市農林商工部 農林整備課 林務係（担当：佐藤 勉）

電 話 0187-43-2207 ファクシミリ 0187-54-4777

メール norin@city.semboku.akita.jp

以上